

大田市告示第16号

大田市鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業捕獲報償交付要綱（令和3年大田市告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業捕獲報償費支払要綱  
本則中「報償」を「報償費」に改める。

第1条中「交付する」を「支払う」に改める。

第2条の見出し中「交付」を「支払」に、同条中「の交付」を「を支払う」に改める。

第5条の見出し中「交付」を「支払」に、同条中「交付」を「支払い」に、「交付対象者」を「捕獲者」に改める。

第6条の見出し中「交付決定及び交付」を「支払決定及び支払い」に、同条第1項中「交付」を「支払」に改め、同条第2項中「交付する」を「支払う」に改める。

第7条中「交付対象」を「申請」に改める。

別表中「

対象鳥獣の種類	報償の上限額（一頭当たり）
イノシシ（成獣）	10,000円
イノシシ（幼獣）	8,000円
ニホンザル（成獣）	10,000円

」を「

対象鳥獣の種類	報償費の上限額（一頭当たり）
イノシシ（成獣）	5,000円
イノシシ（幼獣）	8,000円
ニホンザル（成獣）	13,000円

」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

住 所

氏 名

様

大田市長

㊟

大田市鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業捕獲報償費支払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった捕獲報償費については、下記のとおり支払額を決定しましたので、大田市鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業捕獲報償費支払要綱第6条の規定により通知します。

記

獣種名	報償費の額 (一頭当たり)	捕獲頭数	報償費支払決定 額
イノシシ (成獣)			
イノシシ (幼獣)			
ニホンザル(成獣)			
ニホンザル(幼獣)			
ニホンジカ(成獣)			
ニホンジカ(幼獣)			
アライグマ			
ヌートリア			
合 計			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。